

発議第2号

地方自治法第180条第1項の規定により市長において専決処分することができる事項の一部改正について

地方自治法第180条第1項の規定により市長において専決処分することができる事項の一部を次のとおり改正しようとする。

令和7年3月6日提出

提出者 伊賀市議会議員

北山 太加規

山口 康子

森中 秀哲

西口 和成

市川 岳人

中岡 久徳

記

地方自治法第180条第1項の規定により市長において専決処分することができる事項の一部改正

地方自治法第180条第1項の規定により市長において専決処分することができる事項（平成16年11月11日議決）の一部を次のように改正する。

第1項中「工事又は請負契約」を「工事又は製造の請負」に改め、第6項の次に次の1項を加える。

- 7 地方税法（昭和25年法律第226号）及びこれに基づく命令（以下「地方税法等」という。）の改正に伴い、必要となる条例の改正に関する事。ただし、地方税法等を改正する法令が会計年度の末期に公布され、当該法令が翌会計年度の初日から適用される場合であって、当該法令において規定された事項について市の選択的な判断の余地のないものに限る。